

柏崎刈羽原子力発電所における安全対策の徹底及び
実効性のある原子力防災対策の構築等に関する要望

令和6年6月

新潟県知事 花角英世

昨年12月、原子力規制委員会は、柏崎刈羽原子力発電所における核燃料の移動禁止命令を解除し、東京電力の適格性判断の結論を変更する理由はないと判断しました。

また、今年3月には、経済産業大臣から、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向けた理解要請を受けたところです。

一方、東京電力福島第一原子力発電所事故によって県民の間に原子力発電の安全性に対する不安感がある中、令和3年に発覚した柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関する不祥事をはじめ数多くの不適切な事案の発生により、今もなお東京電力に対する県民の信頼は大きく損なわれています。

こうした中、令和4年12月の豪雪では、国道8号で38時間に及ぶ車両滞留や通行止めが発生し災害救助法が適用されるなど、雪害との複合災害時における避難の実効性が問われています。

加えて、令和6年能登半島地震では、家屋の倒壊やライフライン、道路の損壊が発生し、地震との複合災害時における屋内退避や避難の実効性に対する県民の関心は高まっており、新潟県議会においても、自然災害と原子力災害との複合災害時における現実的な避難方法等の検討を求める意見書などが全会一致で可決されています。

このように、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策の徹底、より実効性のある原子力防災対策の構築等、課題は多岐にわたっております。

これらの課題については、国策として原子力発電を進めてきた国の責任において、適切に対応されるよう求めます。

なお、本要望は現時点における課題に対し対応されるよう求めるものです。

今後、令和6年能登半島地震なども踏まえ、新たな知見や課題が明らかになった際には改めて対応を求めていきます。

I 国が前面に立った取組

1 県民理解への取組

国として柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を進めていくのであれば、柏崎刈羽原子力発電所の安全性や再稼働の必要性について、国の責任において、県民の信頼が得られるまで十分かつ分かりやすく丁寧に説明を行うこと。

(経済産業省)

(原子力規制委員会)

(内閣府 (原子力防災担当))

2 事業者に対する指導・監督の強化

柏崎刈羽原子力発電所を運営する事業者に対する県民の信頼を得るため、国が前面に立って、県民から信頼される運営体制を構築すること。

また、東京電力に対する原子力規制検査については、セーフティとセキュリティの両面から厳格に行うこと。

(経済産業省)

(原子力規制委員会)

II 避難対策の実効性向上等

1 原子力災害時の住民避難を円滑にするための避難路の整備等

原子力災害時に柏崎刈羽原子力発電所を中心として6方向[※]へ放射状にUPZ外まで避難する経路をはじめ、避難の性質上、安全に避難できると考えられる地点までの経路について、関係市町村からの要望も踏まえながら、安全かつ円滑に避難するために必要な道路整備等を地方負担を求めずに確実に実施すること。

また、避難路の整備等の促進に向けた国と県の協議の枠組を創設すること。

※ 新潟方向、長岡・三条方向、小千谷・魚沼方向、十日町・湯沢方向、十日町(松代・松之山)方向、上越方向

(内閣府 (原子力防災担当))
(経済産業省)
(財務省)

2 除排雪体制の強化

県内全域が豪雪地帯である本県では、特に、冬季に安全かつ円滑に避難ができる環境の整備が重要であり、対策の強化は不可欠である。

こうした本県の状況を踏まえ、冬季に原子力災害が発生した場合の避難路の除排雪・監視体制について、関係省庁の連携や、高速道路と国直轄管理道路の管理者間の連携や体制の強化等、具体的な対策を確立すること。

また、短期集中降雪にあっても迅速な避難が可能となるよう、地方自治体が管理する道路における除雪車両の増台や必要な箇所への消雪パイプなどの消融雪施設や監視カメラ等、除排雪・監視体制の強化に必要な対策について、地方負担を求めずに確実に実施すること。

加えて、民間事業者による対応が困難となった場合に備え、実動組織による支援体制を構築すること。

(内閣府 (原子力防災担当))
(経済産業省)
(国土交通省)
(財務省)

3 放射線防護対策を施した屋内退避施設（シェルター）整備の強化

令和6年能登半島地震において家屋の倒壊等により住民が避難や自宅に留まることが困難となるケースが発生したことなどを踏まえ、自宅以外で屋内退避が一定期間継続可能な施設（シェルター）の設置を促進する必要がある。

現在、放射線防護対策事業は、原発から半径約10kmまでの要配慮者等が屋内退避する施設及び半径約10～30kmは災害時に孤立するおそれのある地域に限定されているが、原子力災害対策重点区域内全域で一般住民も含め屋内退避する施設が整備できるよう対象範囲を拡大すること。

併せて、屋内退避を一定期間継続できるよう、空調対策や耐震化等の整備も補助対象にするとともに、維持管理についても責任を持って対応すること。

また、固定資産税が課税されている法人が所有する介護施設等が放射線防護設備を設置した場合、固定資産税負担額が増大することが課題となっていることから、負担が生じないようにすること。

（内閣府（原子力防災担当））

（財務省）

4 令和6年能登半島地震も踏まえた屋内退避の運用の見直しと緊急時対応の取りまとめ

現在、原子力規制委員会が屋内退避の運用の見直し議論を行っているが、その議論においては、令和6年能登半島地震において、家屋の倒壊やライフラインの途絶等が発生し住民が避難や自宅に留まることが困難であったことや、屋内退避を指示されたUPZ内住民のうち一定数は自主避難を開始するのではないかとといった指摘があることなども踏まえ、より現実的な避難の考え方に基づいた検討を行い、対策を講ずること。

また、屋内退避の開始時期や対象範囲の運用などに変更があれば、県や市町村の避難計画等にも影響があるため、原子力規制委員会による見直し議論を待って緊急時対応を取りまとめること。

(内閣府 (原子力防災担当))

(原子力規制委員会)

5 ICTを活用した円滑な避難方法の構築

原子力災害時に、国が住民に対して的確な情報を一元的に伝えるための仕組みが無いことから、原子力災害時の円滑な避難のため、国の責任において、ICTを活用し、原子力発電所の状況や住民へ避難指示の内容等が的確に伝わるよう必要な対策を講ずること。

(内閣府 (原子力防災担当))

(原子力規制委員会)

6 資機材整備等の充実

屋内退避中の食料等の備蓄や避難のための住民向け資機材の配備など、自治体が地域特性等を踏まえて実施する防災対策の経費について、国において確実に財政措置をすること。

(内閣府 (原子力防災担当))

(経済産業省)

(財務省)

7 放射線モニタリング体制の維持強化

県が実施している放射線モニタリングに必要な資機材の整備及び維持管理に要する経費について、陸域面積が広く人口が多い等、本県の実態に即して確実に財政措置等を行うこと。

また、県内に航空機モニタリング機器を常備するなど、国としても本県のモニタリング体制を強化すること。

(原子力規制委員会)

(財務省)

8 原子力災害医療体制の強化

(1) 原子力災害時に入院患者をUPZ外に避難させる必要が生じた場合の患者搬送の担い手が定められていないため、明確にすること。

(原子力規制委員会)

(内閣府 (原子力防災担当))

(厚生労働省)

(2) 放射性物質の放出状況によっては、UPZ外についてもUPZ内と同様の防護措置をとることが原子力災害対策指針に定められていることから、安定ヨウ素剤の配布及び備蓄などの防護措置について、UPZ内外に関わらず、国による配置人員確保や財政的支援など必要な支援を行うこと。

(原子力規制委員会)

(内閣府 (原子力防災担当))

(財務省)

9 原子力施設に対する武力攻撃事態等への対処

原子力施設への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。

その際、実効性のある対策が迅速に講じられるよう、平時から緊急時に備えた体制の構築に万全を期すこと。

(内閣官房 (事態対処・危機管理担当))

(内閣府 (原子力防災担当))

(総務省消防庁)

(警察庁)

(海上保安庁)

(原子力規制委員会)

(防衛省)

10 原子力災害対策重点区域への適切な対応等

現行の電源三法交付金制度については、福島第一原子力発電所の事故以降、防災対策が必要となる原子力災害対策重点区域が拡大されたにもかかわらず、電源立地地域対策交付金等の交付対象地域の見直しがなされていない。

また、本県は柏崎刈羽原子力発電所が発電する電力の供給を受けていない。

このような中で、拡大された地域は防災対策の強化を求められ、地域の負担のみが増している。

こうした本県の実情を踏まえ、既存の交付対象地域に対する交付水準は維持した上で、拡大された原子力災害対策重点区域を新たに交付対象地域とするなど、整合性・公平性の観点から原子力災害対策重点区域内の全ての地域を対象とした適切な制度に見直すこと。

(経済産業省)

(財務省)

- 原発周辺からUPZ圏(30km)外に避難するための経路
- 原発を中心として6方向へ放射状に避難する経路を確保
- 上記のほか、避難の性質上、安全に避難ができると考えられる地点までの整備は必要

